

令和3年度答申第1号

令和3年12月27日

諮問番号 令和3年度諮問第1号（令和3年11月11日諮問）

審査庁 香芝市長

事件名 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽内の汚泥、スカムに限る。）

に係る不許可処分の取消等請求事件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第1 請求の趣旨

香芝市長が、審査請求人に対し、令和3年4月1日付け「香芝市指令市衛第〇〇号」でした不許可処分を取り消し、許可する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が、香芝市内の浄化槽から引き出された汚泥及びスカム（以下「浄化槽汚泥等」という。）の収集及び運搬を業として行うため、香芝市長（以下「市長」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて、浄化槽汚泥等に限定した一般廃棄物収集運搬業の許可を申請したところ、市長がそれを拒否する処分（以下「本件不許可処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件不

許可処分 of 取消し及び許可を求めるものである。

2 前提事実等

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）は、廃棄物の適正な収集、運搬及び処分等の処理等をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物の処理について規制をしている。（第1条）

イ 市町村は、同法が規定する事項を、当該市町村の区域内の「一般廃棄物処理計画」として定めるとともに、当該計画に従って、自らその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分することとされている。（第6条第1項、同条第2項、第6条の2第1項）

ウ 市町村は、自ら一般廃棄物を収集し、又は運搬することが困難である場合には、市町村長が事業者には許可を与えてこれらを行わせることができるものとされている。（第7条第1項、同条第5項）

エ 市町村長は、申請の内容が当該市町村の一般廃棄物処理計画に適合するものであるとともに、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ上記ウの許可をしてはならないとされている。（第7条第5項）

(2) 審査請求人の申請当時の許可状況

審査請求人が、廃棄物処理法に基づいて、市長に浄化槽汚泥等の収集及び運搬業の許可を申請した当時、香芝市内における浄化槽汚泥等の収集及び運搬はA社及びB社の2社（以下「既存の2許可業者」という。）のみが市長の許可を受けて行っていた。

(3) 本件不許可処分の理由

本件不許可処分の理由は、今後、浄化槽汚泥等の増加が見込め

ない中、既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な処理が行われており、これを踏まえて一般廃棄物処理計画が作成されていることから、一般廃棄物の適正な処理を継続的かつ安定的に実施させるためには既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせるのが相当であるためとしている。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件不許可処分に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(審査請求人)

本件不許可処分が適法又は相当であるためには、それが基礎としている香芝市の一般廃棄物処理計画(以下「本件処理計画」という。)が合理的なものでなければならない。

しかしながら、本件処理計画は

ア 浄化槽汚泥等の収集運搬業につき、廃棄物処理法が業者間の自由競争を否定していないにもかかわらず、それを否定する内容となっている。

イ 今後、香芝市内において排出される浄化槽汚泥等の増加が予測されるにもかかわらず、増加することが考慮されていない。

ウ 既存の2許可業者が適切に浄化槽汚泥等の収集運搬していないにもかかわらず、適切に収集運搬していると誤認している。

エ 許可業者が2業者のみでは、例えば、いずれかの業者が業務を遂行できなくなった場合には、香芝市内の浄化槽汚泥等が収集運搬できなくなり、危機管理上の問題がある。

以上の点において誤りがあるから、本件不許可処分には違法又は不当がある。

(市長)

ア 廃棄物処理法は、浄化槽汚泥等の収集運搬業につき、業者間の自由競争を否定している。

イ 今後、香芝市内において排出される浄化槽汚泥等の増加は見込めない。

ウ 既存の2許可業者が、現在も浄化槽汚泥等の収集運搬を適切に行っていないと認める事情は存在しない。

エ 危機管理の問題と本件不許可処分との間には関連性がない。

第4 当審査会の判断

本件処理計画に誤りがあるとする審査請求人の主張のうち、

(1) アについて

審査請求人によるアの主張については、これを採用することができない。

その理由は、令和2年3月3日付け「令和元年度答申第1号」（事件名「処分庁香芝市長による一般廃棄物収集運搬業（浄化槽の汚泥、スカムに限る。）に係る不許可処分」）で示したとおりである。

(2) イ、ウ及びエについて

審査請求人によるイ、ウ及びエの主張は、香芝市長が平成31年4月1日付け「香芝市指令市衛第〇〇号」で同人にした一般廃棄物収集運搬業に係る不許可処分に対し、同人がその取消しを求めて行った審査請求においてした主張と同旨であり、また香芝市における一般廃棄物の収集運搬に係る状況又は事情には、上記平成31年4月1日と本件不許可処分がなされた令和3年4月1日の間に答申の結論に影響を及ぼす変化があったと認めることもできない。

そうすると、審査請求人によるイ、ウ及びエの主張については、これを採用することができず、その理由は、令和2年3月3日付け「令和元年度答申第1号」（事件名「処分庁香芝市長による一般廃棄物収集運搬業（浄化槽の汚泥、スカムに限る。）に係る不許可処分」）で示したとおりであるからこれを引用する。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

香芝市行政不服審査会

会長 金谷 重樹

委員 下村 敏博

委員 赤宗 桂一